

八代市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

令和元年11月25日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	古	嶋	津	義

定期監査結果に対する

措置状況報告書

(令和元年11月)

八代市監査委員

目 次

措置状況報告書

【平成29年度実施分】

- ◆ 環境センター管理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 市民活動政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 生涯学習課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ イベント推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【平成30年度実施分】

- ◆ 東陽支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ◆ 水道局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ◆ 水産林務課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ◆ 健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ◆ 長寿支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ◆ 国保ねんきん課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

【令和元年度実施分】

- ◆ 国際課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ◆ 企画政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ◆ 環境センター管理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 環境センター管理課（旧廃棄物対策課）

監査対象年度 平成28年度

監査実施期間 平成29年6月2日 ～ 平成29年6月29日

指摘事項	<p>①有価資源物であるペットボトル及びペットボトルの蓋の売払いについて、2者から同額の見積書が提出されたため、両者と契約が行われていた。</p> <p>地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、「随意契約の手引」において、随意契約についても価格が同額の者が2者以上の場合は、くじにより相手方を決定するとされている。</p> <p>見積徴取した結果、価格が同額の者が2者以上あった場合は、くじにより相手方を決定していただきたい。</p> <p>②搬入ごみ処理手数料は、清掃センターにごみを搬入した際に現金で支払うこととなっているが、一部の業者について、1ヶ月単位の料金後納が許可されていた。</p> <p>八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第11条に「市長が特に理由があると認めるときは、別に定める方法によりまとめて納入することができる」と規定されているが、後納を認める場合の基準、条件等を定めた内規等が見当たらない。</p> <p>内規等で後納を認める場合の基準、条件等を定めたい。後納許可申請及び許可の手続きを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>①指摘があった有価資源物であるペットボトル及びペットボトルの蓋の売払いの随意契約については、今後、複数からの見積徴取を行った際、同額の見積書が提出された場合は、「随意契約の手引」に基づきくじにより相手方を決定するよう事務の見直しを行いました。</p> <p>②指摘のあった搬入ごみ手数料の後納を認める場合の基準の不備については、新たに「八代市一般廃棄物処理手数料の後納に関する要領」を制定し、後納を認める場合の基準、条件等を定めました。今後は、本要領に基づき、公平公正に後納許可申請及び許可の手続きを行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 市民活動政策課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成29年6月2日 ～ 平成29年6月29日

指摘事項	<p>従来1者に委託していた公民館の窓口業務、施設管理業務等について、平成29年度のコミュニティセンターへの移行に伴い2者に委託を行っているが、委託業務のうち施設管理業務、利用者及び来館者の対応業務が両者に重複しており、効率的な委託料の支出となっていない。</p> <p>今後は、それぞれの相手方との協議を行い、適正な業務委託を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあったコミュニティセンターの対応業務が2者に重複している委託については、それぞれの相手方と協議を行い1者に委託するように改善しました。今後は、重複した委託がないように取り扱います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 市民活動政策課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成29年6月2日 ～ 平成29年6月29日

指摘事項	<p>市税等の収納にあたり、一部の出張所において、平成29年度から職員の配置や勤務体制が変更となり、収納業務に支障が生じている。 実態の把握を行い、関係課かい等と協議し、必要な対策を講じていただきたい。</p>
改善内容	<p>平成29年度の組織再編で、公民館からコミュニティセンターに移行した際、一部の出張所で所長と非常勤職員の2名体制となったことから、出張所長が研修や休暇等で不在となる場合、市税等の収納業務に支障が生じていました。 やむを得ず不在となる場合は、当課より職員を派遣し対応していましたが、令和元年度より3名の再任用職員が出張所に配置されたことから、研修や休暇などで出張所長が不在となる場合は、非常勤職員の時差出勤や勤務時間の延長で対応し、対応できない場合は、再任用職員や課職員を派遣するなど応援体制を整備し、収納業務に支障がないよう改善しました。</p>

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 生涯学習課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成29年11月20日 ～ 平成29年12月15日

指摘事項	<p>平成27年度に交付されていた八代市社会教育団体補助金の実績報告書が、当該年度内に提出されず、平成28年度に提出され、精査により返還金が発生していた。</p> <p>補助金は当該年度内に実績報告書を求め、補助対象経費等の内容の精査を行わなければならない。</p> <p>また、返還にあたって、補助金額等確定や返還命令の決裁がなく、相手方への通知も行われていなかった。</p> <p>今後は、年度内に実績報告書の提出を求めるとともに相手方に通知を行うなど、八代市補助金等交付規則に定められている手順に基づき、適正な補助金交付事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった八代市社会教育団体補助金の実績報告書については、平成30年度より、年度内に実績報告書の提出を求め、補助対象経費等の内容の精査を行うように改善しました。</p> <p>また、八代市社会教育団体補助金交付要領を見直し、補助金額の確定について新たに定め、返還が生じた場合は、返還命令の決裁をとり、相手方へ通知を行うように改善しました。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 イベント推進課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成30年1月9日 ～ 平成30年2月1日

指摘事項	<p>商工政策課で事務局、会計事務を行っているくま川祭り実行委員会の会計に積立基金があったが、基金設置について規約等での定めがなかった。</p> <p>基金設置の目的や目標金額等を明らかにし、規約等で定め、基金の保有及び使用を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあったくま川祭り実行委員会の積立基金に関しては、平成31年4月末に開催された「第51回八代くま川祭り」の総会にて会則改正を行いました。</p> <p>新たに会則第14条を作り、</p> <ol style="list-style-type: none">くま川祭りの記念大会等に支出するため、基金を設置する。不測な支出が発生した場合、基金を取り崩し予算に充填することができる。 <p>以上2点を追記し、総会にて決議されました。</p> <p>今後は、会則に則り基金の利用を取り行います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長 中村博生

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 東陽支所地域振興課
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成30年4月13日 ～ 平成30年5月14日

指摘事項	<p>②東陽支所地域振興課で会計事務を行っている「交通指導員会東陽支部」及び「東陽方面隊活動資金」において、収入伺及び支出伺の作成がないなどの不適切な取り扱いがあった。</p> <p>準公金の取り扱いについては、真に職員による会計事務が必要か検討を行い、やむを得ず会計事務を行う際には、共通指摘事項において記述したことに留意し、適切な取り扱いを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>②ご指摘のあった収支に関する伺書がないものについては、支出伺（負担行為兼支出命令書）及び収入伺（調定）を作成し、適切な管理を行うよう改善しました。</p> <p>また、職員による会計事務については、本市（課）関連事業によるものが主であり収支の把握や通帳等の適正な管理がより確実に実施できることから、準公金取扱事務マニュアルを遵守し適切な事務処理に取り組みます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 水道局
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成30年6月7日 ～ 平成30年7月6日

指摘事項	<p>②簡易水道事業に係る各種手数料徴収事務において、申請書の日付や手数料等の未記入が散見され、調定日及び調定額の根拠が不明となっていた。</p> <p>調定については、根拠となる資料に基づき、納入すべき額を適切な時期に計上しなければならぬため、申請書には日付等の必要とされる事項が明記されるべきである。</p> <p>今後は、申請書等の様式の見直しを行い、地方自治法施行規則、八代市簡易水道事業給水条例に基づき適切な調定事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった簡易水道事業に係る各種手数料徴収事務については、申請書等の提出があった際にその日付で受領印を押印し調定事務を行うように改善しました。</p> <p>また、申請書の様式については、見直しを行い令和元年7月1日から新様式において事務を行っています。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 水産林務課
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成30年10月22日 ～ 平成30年11月14日

指摘事項	<p>八代市輸出木材くん蒸助成事業補助金交付要領に実績報告及び補助金額の確定について規定がなく、補助対象経費等の内容の精査が不十分であった。</p> <p>事業補助金は、関係要領等に基づき、実績報告書等により補助対象経費等の内容を精査し交付額を決定するものである。</p> <p>八代市補助金等交付規則に基づき、交付要領で実績報告書提出及び補助金額の確定について規定し、補助対象経費等の内容の精査を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>八代市輸出木材くん蒸助成事業補助金の交付については、平成31年4月より八代市輸出木材くん蒸助成事業補助金交付要領で実績報告及び補助金額の確定について規定しました。今後も適正な事務を行っていきます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 水産林務課
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成30年10月22日 ～ 平成30年11月14日

指摘事項	<p>木の駅やっしろゴロタン運營業務委託について、委託契約書に再委託についての規定がないにもかかわらず、再委託が行われていた。</p> <p>八代市標準業務委託契約約款に基づき、委託契約書に再委託についての規定を設けた上で、やむを得ず再委託が必要な場合には、書面による再委託の承認を行う等、適正な契約事務に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>木の駅やっしろゴロタン運營業務委託について、平成31年4月より委託契約書に再委託についての規定を設け、書面による承認を行う等、適正な契約事務を行っています。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成30年11月19日 ～ 平成30年12月17日

指摘事項	<p>千丁健康福祉地域事務所が行うマッサージ機器等設置許可について、売上の40%を収入として受け入れていたが、この収入については、行政財産使用許可書に記載が見当たらず根拠のない収入となっていた。行政財産の使用許可については、八代市行政財産使用料条例、八代市有財産取扱規則等に許可条件等の手続きが定められている。行政財産使用許可の条件を許可書等に明記し、適正な歳入事務を行うようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>平成30年4月の更新時（以後、許可期間3年）から、マッサージ機器等設置許可書の中に売上の40%を使用料とすることを明記しています。</p> <p>今後は、八代市行政財産使用料条例、八代市有財産取扱規則等に則る適正な歳入事務に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成30年11月19日 ～ 平成30年12月17日

指摘事項	<p>千丁健康福祉地域事務所が行う自動販売機設置料（5月分）の収入について、相手方から誤った金額で報告、納入されており、行政財産使用許可の条件より少ない金額となっていた。不足分について、相手方に請求を行っていただきたい。</p> <p>また、今後は相手方から報告された金額に誤りがないか十分に確認を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のあった自動販売機設置料（5月分）については、平成30年12月20日に不足分の請求を行い、12月25日に相手方からの納入がありました。</p> <p>今後は、相手方の報告について、取引明細書等との照合を十分に行うことにより、納入に誤りがないようにします。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 長寿支援課

監査対象年度 平成29年度

監査実施期間 平成31年1月8日 ～ 平成31年2月5日

指摘事項	<p>① 介護保険料の歳入事務における調定について、次のような不適切な事務処理が行われていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定額が根拠となる資料と異なっているもの ・ 収入未済額と翌年度への滞納繰越額が異なっているもの <p>このことについては、平成28年度定期監査において同様の指摘を行っていたが、十分な改善がみられなかった。</p> <p>歳入事務に関しては、会計課等の審査がなく、課において責任を持って事務を行うこととなるため、担当者のみならず決裁者においても確認を行い、調定額等誤りがないよう、チェック体制を強化していただきたい。課全体として、法令等の知識習得やマニュアルの整備等を行い、適正な事務が継続して行われるようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 調定額が根拠となる資料と異なっていたものについては、本ケースでのエラーに対して収納業務システムで対応ができるよう運用方法を改善するとともに、担当者及び決裁者において業務システムと財務会計システムを定期的に確認し、月次処理から年次処理までの累計チェックを確実にを行うよう改善しました。</p> <p>収入未済額と滞納繰越額が異なっていたものについては、係内で事務の確認を行い、担当者及び決裁者において徹底したチェック体制を強化いたします。</p> <p>法令等の知識習得等については、課内、係内の研修を実施し、適切な事務を継続してまいります。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 国保ねんきん課
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施期間 平成31年 1月 8日 ～ 平成31年 2月 5日

指摘事項	<p>② 国保税の滞納者に対する一般被保険者療養費等の給付については、国保税滞納対策事業実施要綱第5条に基づき、支給方法を窓口払とし、給付金受領時に納税相談を行うこととなっている。</p> <p>当初の支給通知による受領がなかった場合、再度の通知や電話連絡を行っていないため、受領がないまま、時効を迎えているものがあった。</p> <p>結果的に給付金の支給が行われず、給付金受領時の納税相談の機会も失われており、滞納解消にもつなげていない。</p> <p>納税を促す観点からも再度連絡を行い、給付の実施、滞納解消に努めていただきたい。</p> <p>また、窓口払とする以外にも給付と同時に納税を促す良い方法がないか検討していただきたい。</p>
改善内容	<p>② ご指摘いただきました国保税滞納者に対する一般被保険者療養費等の給付金の未受領については、現年度から未受領とならないよう電話連絡や再通知による勧奨を実施しました。過年度分におきましては、「総合行政システム（国民健康保険メニュー）」のメモ画面に未受領である旨のメモを入力し、未受領者等が窓口に来庁した時にメモが表示されることで受領案内を行い、納税相談につなげるように改善いたしました。</p> <p>また、納税課へ未受領者の情報提供を行なうとともに、「収納支援システム」に情報の入力を依頼し、未受領者等と接触した折には、受領案内を行ない、連携を図って、納税へつなげる体制を整えました。</p> <p>そして、窓口払い以外に給付と同時に納税を促す方法として、令和元年7月より、高額療養費等の申請時に未受領者から「保険給付金の受領委任と保険税への納付」を国保ねんきん課長へ委任することに同意があった場合、充当できる事務処理体制に改善し、滞納解消に努めてまいります。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 国際課
監査対象年度 平成30年度
監査実施期間 平成31年4月15日 ～ 令和元年5月15日

指摘事項	<p>総合窓口における外国語通訳については、外国人支援事業（外国語通訳者配置）実施要項に基づき、勤務時間を1日5時間として謝礼額を定めてあるが、実際には、3.5時間や6時間の勤務があるため、謝礼を要項に定める1日単位ではなく、時間単位で計算し、支払いが行われていた。</p> <p>業務を依頼する場合には、要項等において依頼内容を明確にし、実績を確認した上で適正な謝礼を支払う必要がある。</p> <p>双方に疑義が生じないように、要項に時間単価、1時間未満の取り扱い、5時間を超えた場合の取り扱いなどについて記載を行い、通訳者依頼時に了解を得ておくようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>定期監査の指摘後、通訳者合意の上で謝礼を定める要項を改定し、実務実績に応じた謝礼支払いを行うための時間単価、1時間未満の取り扱い、5時間を超えた場合の取り扱いを明記しました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長 中村 博生

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 企画政策課
監査対象年度 平成30年度
監査実施期間 令和元年6月6日 ～ 令和元年7月5日

指摘事項	<p>②各種団体の会計事務において、次のような不適切な取り扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・通帳印が鍵のついていないレターケースにて保管されていたもの・収入伺が作成されていないもの・出納簿が作成されていないもの・出納簿と通帳残高の管理職による定期的な確認が不明であるもの <p>企画政策課は、多くの準公金を取り扱われていることから、共通指摘事項において記述したことに留意し、適切な取り扱いを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった「収入伺」及び「出納簿」については不足分を作成し、「出納簿と通帳残高の管理職による定期的な確認」については、毎月末に管理職によるチェックを受けるように改善しました。</p> <p>また、通帳印については、課長が管理する鍵付きの引き出しに保管することとしました。本課は、多くの準公金を取り扱っているため、今後は共通指摘事項部分に留意し、適切な取り扱いを行ってまいります。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 環境センター管理課
監査対象年度 平成30年度
監査実施期間 令和元年6月6日 ～ 令和元年7月5日

指摘事項	<p>② 平成31年3月末に契約及び代金の納入が行われた普通財産の売払収入について、平成30年度の歳入とすべきところを翌年度の歳入として受け入れが行われていた。</p> <p>歳入の会計年度所属区分については、地方自治法施行令第142条第1項第2号に「随時の収入で、納入通知書又は納税の告知に関する文書を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度」と規定されている。</p> <p>歳入の会計年度所属については、収入の根拠、領収日等を確認し、年度誤りとならないよう十分注意いただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のあった「普通財産の売払収入」について、今後は、売り払い契約日を調定の根拠日とし、会計年度の誤りのないよう適切な事務手続きを行います。</p>